

## 住民票の写し等の交付請求書等に係る開示請求処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民課、庄内出張所及び新千里出張所で取り扱う住民票の写し、戸籍謄本その他の証明書の交付請求書（次条各号に掲げるものに限る。以下「請求書」という。）に記載された個人情報について、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。）第18条の規定による自己情報の開示請求及び条例第12条の規定による外部提供の処理基準並びに証明書の発行履歴の開示請求に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (請求書の種類)

第2条 この要綱において、開示請求の対象とする請求書は次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し等交付請求書
- (2) 広域交付住民票交付請求書
- (3) 住民票コード確認書交付申出書
- (4) 戸籍関係証明書交付請求書
- (5) 印鑑登録証明書交付請求書
- (6) 現況届・諸証明等交付請求書
- (7) 市府民税課税（所得）証明書交付請求書（個人）

### (請求書に係る開示請求の処理基準)

第3条 請求書に係る自己情報の開示請求があった場合は、豊中市個人情報保護条例施行規則（平成17年豊中市規則第57号。以下「規則」という。）第19条第2項の自己情報開示請求書（以下「自己情報開示請求書」という。）の提出を求め、次のとおり処理するものとする。

- (1) 開示請求者と請求書に記載された請求者の氏名が同一の場合（代理人による請求の場合を含む。） 当該請求書を全部開示する。
- (2) 開示請求者と請求書に記載された請求者の氏名が異なる場合 請求者の氏名、住所、被請求者との関係及び使用目的（以下「第三者情報」という。）が記載されている部分の開示については、次の表の交付請求者の区分に応じ処理するものとする。

交付請求者		第三者情報
本人等*注1	開示請求者と同一世帯又は同住所の者	開示する。
	その他	開示しない。
本人等の代理人		開示しない。
第三者（個人）*注2		開示しない。

第三者（個人以外）＊注2	別表第2の区分により開示する。
国又は地方公共団体の機関	開示する。

注1 本人等とは、住民票の写し等の住所地が発行する証明書の場合、開示請求者以外の同一世帯員をいい、戸籍謄本等の本籍地が発行する証明書の場合、開示請求者以外の戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいう。

注2 第三者とは、①自己の権利行使、又は義務履行 ②国又は地方公共団体の機関に提出 ③住民票や戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある 個人、法人又は別表第1の八業士をいう。

(3) 請求書が存在しなかった場合 自己情報不存在による不開示決定通知書により回答する。

(外部提供に関する処理基準)

第4条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、自己の基本的人権を侵害されたことを理由として、請求書に係る自己情報の開示請求があった場合は、自己情報開示請求書及び規則第15条第1項の保有個人情報外部提供申請書（以下「個人情報外部提供申請書」という。）並びに基本的人権を侵害された内容の説明及び資料の提出を求め、次のとおり処理するものとする。

(1) 開示請求者と請求書に記載された請求者の氏名が同一の場合（代理人による請求の場合を含む。） 当該請求書を全部開示する。この場合において、個人情報外部提供申請書は、返却する。

(2) 開示請求者と請求書に記載された請求者の氏名が異なる場合は、前条の規定に基づき当該請求書を全部又は部分開示するとともに、第三者情報を不開示とした場合は、基本的人権を侵害された疑いの有無及び開示請求者に不開示となった第三者情報を外部提供することについて当該請求書に記載された請求者が同意するか否かの調査を行い、次のとおり処理する。

ア 基本的人権を侵害された疑いが認められなかったとき 第三者情報の外部提供を行わない。

イ 基本的人権を侵害された疑いが認められた場合であって、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めるとき 第三者情報の外部提供を行う。

ウ ア又はイにかかわらず、当該請求書に記載された請求者が、外部提供に同意したとき 第三者情報の外部提供を行う。

(3) 請求書が存在しなかった場合 自己情報不存在による不開示決定通知書により回答する。この場合において、個人情報外部提供申請書は返却する。

(開示等の決定等の期限)

第5条 開示等の請求があった場合で請求書の請求日が特定されていないときは、下表を参考に開示請求者と協議し開示期限を調整する。

請求書の種類	請求日の期間	開示期限
住民票の写し等交付請求書、 広域交付住民票交付請求書、 住民票コード確認書交付申 出書	1年以内	15日以内
	1年を超える期間	30日以内
戸籍関係証明書交付請求書、 印鑑登録証明書交付請求書、 現況届・諸証明等交付請求 書、市府民税課税(所得)証 明書交付請求書(個人)	1月以内	15日以内
	1月を超え4月以内	60日以内
	4月を超える期間	4月を超える部分につき1月 までごとに15日以内

(証明書の発行履歴の開示請求)

第6条 証明書の発行履歴の開示請求は、発行履歴の開示請求書(様式第1号)を市民課、庄  
内出張所又は新千里出張所に提出することにより行う。

- 2 前項の開示請求は、証明書に記載されている本人又はその法定代理人が行うことができる。  
ただし、本人及びその法定代理人以外の者が請求書に係る自己情報の開示請求を行うために  
必要な場合は、この限りでない。
- 3 第1項の開示請求における本人確認の方法は、請求書に係る自己情報の開示請求の本人確  
認の方法の例による。
- 4 第1項の開示請求があったときは、直ちに指定された期間における証明書の発行履歴の調  
査を行うものとする。
- 5 前項の調査の結果、発行履歴がある場合にあっては発行日、発行部数及び発行場所を、発  
行履歴がない場合にあってはその旨を、開示請求者に口頭で回答するものとする。

(実施細目)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

別表第1 八業士

弁護士（弁護士法人を含む。）
司法書士（司法書士法人を含む。）
土地家屋調査士（土地家屋調査法人を含む。）
税理士（税理士法人を含む。）
社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）
弁理士（特許業務法人を含む。）
海事代理士
行政書士（行政書士法人を含む。）

別表第2

交付請求者	開示する部分	開示しない部分
法人	請求の日付 交付枚数 請求者の名称 代表者の氏名 請求者の事務所の所在地、電話番号、FAX番号、社印※1、代表者印※1、使用目的	私印の印影 担当者の氏名
八業士	請求の日付 交付枚数 請求者の資格 資格者の氏名 請求者の事務所の所在地、電話番号、FAX番号、職印※1、使用目的	私印の印影 担当者の氏名 依頼者の情報（氏名等）※2

※1 社印、代表者印及び職印は、法人の実印又は銀行印として使われている印鑑については開示しない。

※2 依頼者の情報（氏名等）については第3条第1号及び第2号の規定により開示される者に含まれる場合は、各号の規定により開示する。

